

# 令和8年度 登米市年間監査計画

令和8年4月1日  
監査委員決定

登米市監査基準第13条第1項及び第2項の規定に基づき、令和8年度に実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について、次のとおり計画を定める。

## 1 基本方針

市の事務や予算の執行等が、法令に適合し正確で経済的、効率的かつ効果的に行われているかを確認することにより、行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するよう努める。併せて、指導に重点を置いた監査等を実施し、監査の実効性を確保する。

また、監査の結果は住民が理解しやすいよう平易かつ簡潔明瞭な表現に努め、速やかに公表を行う。

## 2 監査等の種類及び対象等

令和8年度において実施する予定の監査等の種類及び対象等は次のとおりとし、実施予定時期は別表のとおりとする。

なお、実施方法等については、各監査等の実施計画において定める。

### (1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

市における事務や事業の執行全般を対象として、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、市の財務に関する事務の執行及び公営企業の経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、工事の起工から完了までの一連の手続きが適切に行われているかを監査する。

#### 〔事務監査〕

令和8年度の執行全般を対象とし、対象部署を前期と後期に分け、課等の単位で実施する。

#### 〔工事監査〕

令和7年度に市が実施した工事を対象とし、対象工事については監査委員が協議して決定する。

### (2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が財政的援助を与えている団体等の出納その他の事務で、財政的援助等に係

るものの執行が適正かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、団体等に対する所管課等の指導監督が適切に行われているかを監査する。

ア 監査対象団体は次のとおりとし、実施団体や実施数については、監査委員が協議して決定する。

- ① 財政援助団体
- ② 出資（出捐）団体
- ③ 指定管理者

イ 監査の対象は、令和7年度及び令和8年度の事務執行状況とする。

### （3）例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の現金の出納について、毎月の計数が正確なものとなっているか、現金の出納事務が正確に行われているかを検査する。

ア 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、特別会計、基金及び公営企業管理者所管の各事業会計とする。

イ 年度末における各種預金管理台帳及び証書等の管理状況の検査は、4月に実施する検査に併せて実施する。

### （4）決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを審査する。

[一般会計・特別会計歳入歳出決算審査]

令和7年度決算について、決算書その他関係諸表により計数を確認するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等を審査する。

[公営企業会計決算審査]

令和7年度決算について、決算書その他関係諸表により計数を確認し、予算執行の適正性を検証するとともに、公共の福祉増進に努め、経済性を発揮した事業の経営が行われているか、会計全般の決算状況等を審査する。なお、水道事業会計については、本審査に付随して貯蔵品の実地たな卸の実査を行う。

### （5）基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

令和7年度の基金の運用状況について、決算書その他関係諸表の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査する。審査は決算審査に併せて実施する。

### （6）健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の



### 3 監査等の実施体制

#### (1) 監査等の通知

監査等を行うときは、その期日、場所、監査事項等を市長または関係機関等に対しあらかじめ通知する。

#### (2) 監査等の手法

監査委員は、監査対象部局から提出された監査資料を検証するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査等を行う。また、監査等に先立ち、事務局事前調査により関係書類等の照合、確認等を行う。

### 4 監査等の結果及び公表

#### (1) 監査等の結果

監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出する。なお、監査の結果に基づき必要と認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、そのうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。その他、監査の結果の評価及び区分の基準並びに報告及び通知の手続きについては、登米市監査結果の取扱基準による。

また、審査を終了したときは意見を市長に提出する。

#### (2) 公表

監査等の結果に関する報告等及び措置状況の報告等については、市の掲示場に掲示する方法と市のホームページに掲載する方法で公表を行う。